

事後交付型株式報酬としての自己株式の処分に関する取締役会決議公告

2025年8月7日

株主各位

静岡県沼津市通横町23番地
スルガ銀行株式会社
取締役社長 加藤 広亮

当社は、2025年8月7日開催の取締役会において、事後交付型株式報酬としての自己株式の処分について下記のとおり決議しましたので、公告いたします。

記

- | | |
|----------------------|--|
| 1. 処分する株式の種類及び数 | 普通株式 20,100 株 |
| 2. 処分価額 | 1 株につき金 1,426 円 |
| 3. 処分総額 | 28,662,600円 |
| 4. 出資の目的とする財産の内容及び価額 | 2025年8月7日開催の当社取締役会決議に基づき、下記7記載の当社元取締役1名に付与された当社に対する株式報酬に係る金銭報酬債権合計 金28,662,600円（処分する株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は1,426円）を出資の目的とする。 |
| 5. 処分期日 | 2025年8月22日 |
| 6. 処分株式の割当方法 | 第三者割当ての方法による |
| 7. 処分先 | 当社元取締役1名に20,100株 |

以上